

令和5年2月22日

小田原市長 守屋 輝彦 様

小田原市国民健康保険運営協議会

会長 林 良英

令和5年2月2日開催の令和4年度小田原市国民健康保険運営協議会第4回協議会の概要を次のとおり報告します。

1 日 時 令和5年2月2日（木）午後2時00分から午後3時10分まで

2 場 所 小田原市役所 6階 601会議室

3 出席者 委 員 湯川 増夫
" 田中 由美子
" 杉浦 史朗
" 西山 節子
" 柏木 勢
" 漆畑 俊哉
" 長谷川 嘉春（副会長）
" 岡田 健
" 小川 恭弘
" 林 良英（会長）

| | | |
|-----|----------|--------|
| 事務局 | 福祉健康部長 | 中津川 英二 |
| | 福祉健康部副部長 | 古矢 智子 |
| | 保険課長 | 佐藤 和広 |
| | 保険課副課長 | 山崎 正裕 |
| | 保険課副課長 | 穂谷野 恵一 |
| | 保険課保険料係長 | 釵持 学 |

| | |
|----------|-------|
| 保険課保険料係長 | 石井 淳子 |
| 保険課主査 | 齋藤 朋子 |
| 保険課主査 | 塩崎 誠 |
| 保険課主事 | 岡本 直毅 |

| | | |
|-----|----|-------|
| 欠席者 | 委員 | 鈴木 正彦 |
| | 〃 | 川越 三洋 |
| | 〃 | 田島 哲也 |
| 傍聴者 | なし | |

4 議題

(1) 協議事項

| | |
|----------|--|
| 協議第 6 号 | 小田原市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について |
| 協議第 7 号 | 令和 4 年度小田原市国民健康保険事業特別会計補正予算（案）について |
| 協議第 8 号 | 令和 4 年度小田原市国民健康保険診療施設事業特別会計補正予算（案）について |
| 協議第 9 号 | 令和 5 年度小田原市国民健康保険事業特別会計当初予算（案）について |
| 協議第 10 号 | 令和 5 年度小田原市国民健康保険診療施設事業特別会計当初予算（案）について |

(2) その他

片浦診療所の機能・施設の検討について

5 会議の概要

(1) 協議事項

■協議第 6 号 小田原市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について
説 明 （事務局が資料 1 - 1、1 - 2 に基づき説明）
質 疑 等

林会長

出産育児一時金の財源について、後期高齢者医療保険料を充てるとの報道があるが、小田原市としてはどのように捉えているか。

事務局

後期高齢者医療保険料については、料率の変更が2年に1回であり、令和4年度・5年度で一区切りのため、この間は保険料への影響はない。令和6年度・7年度の保険料では上乘せされる予定である。令和5年度については、国からの臨時補助金で賄われる。

協議第6号について、原案どおり了承された。

■協議第7号 令和4年度小田原市国民健康保険事業特別会計補正予算（案）について

説 明 （事務局が資料2に基づき説明）

質 疑 等

なし

協議第7号について、原案どおり了承された。

■協議第8号 令和4年度小田原市国民健康保険診療施設事業特別会計補正予算(案)について

説 明 （事務局が資料3に基づき説明）

質 疑 等

なし

協議第8号について、原案どおり了承された。

■協議第9号 令和5年度小田原市国民健康保険事業特別会計当初予算（案）について

説 明 （事務局が資料4に基づき説明）

質 疑 等

長谷川副会長

P.9の保険者努力支援分に関連して、医療費のかかる人工透析に至る代表的な疾患である糖尿病の患者を減らすことを国が重要としており、国から補助金が出るが、今年度神奈川県と小田原市が一体となって医師会等を含めた会議が設けられ、糖尿

病患者を減らすよう努力されていることについて、お知らせしたい。

漆畑委員

P.6にある社会保障・税番号制度システム整備費等補助金について、令和4年度と比べ約40%の減額となっているが、なぜか。また、マイナンバーカードの普及についてどのような周知を行っているのか。

事務局

令和4年度は急な話であったため、大目に予算計上していた。令和5年度については実績に基づいた予算措置としたため、減額となっている。マイナンバーカードの周知については、被保険者に広く周知するため医療費通知にチラシを同封している。

協議第9号について、原案どおり了承された。

■協議第10号 令和5年度小田原市国民健康保険診療施設事業特別会計当初予算 (案)について

説明 (事務局が資料5に基づき説明)

質疑等

林会長

P.10にある一般経費について、照明LED化工事請負費とあるが、この費用は器具の交換費用か。配線工事費等も含まれているのか。

事務局

器具の交換のみである。

協議第10号について、原案どおり了承された。

(2) その他

■その他 片浦診療所の機能・施設の検討について

説明 (事務局が資料6に基づき説明)

質 疑 等

小川委員

イエローゾーンの法面について、誰の所有地なのか。

事務局

土地の筆が分かれており、市所有と民有地が混在している。

柏木委員

片浦診療所の建物は古いと思うが、公共施設再編計画にもあるように今後も維持していくのか。移設等を検討しているのか。

事務局

皆様の意見を伺いながら、今後その点についても検討していきたい。

長谷川副会長

小田原市立病院の検討会にも参加しており、経営の効率化等の話がある中で、片浦診療所と小田原市立病院をセットで検討していくことはないのか。

事務局

別での検討となる。

漆畑委員

今後のスケジュールについてどうなっているのか。

事務局

前回の資料にあるように、令和7年5月答申を最終とするスケジュールで考えている。

漆畑委員

全国には、片浦診療所と似たような事例はあるのか。

事務局

指定管理者制度を導入しての管理・運営を行っている国保診療所がある。

近隣では、真鶴町、山北町の診療所がそれに当たる。

また、松田町は直営の国保診療所がある。

以上